

1 調査概要

(1) 調査件名

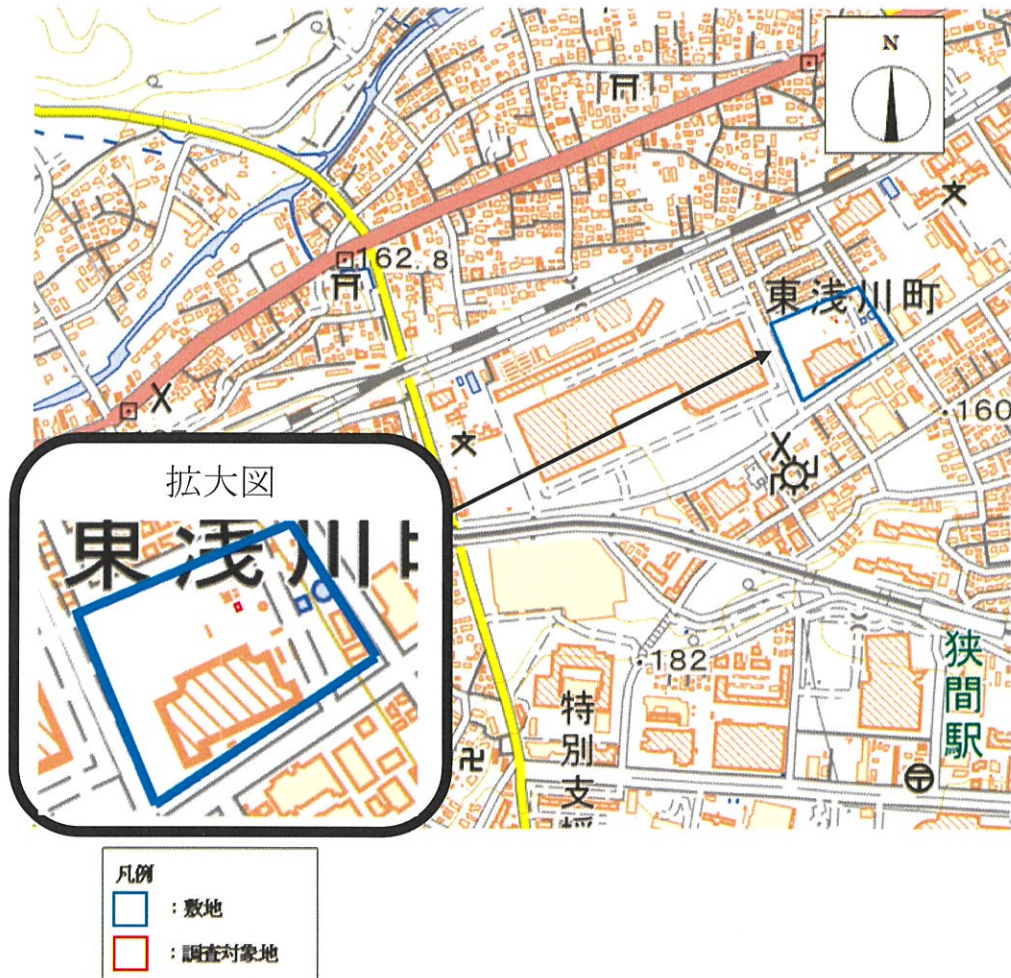
日本ルメントム高尾工場既存棟周辺整備工事 土壤汚染状況調査

(2) 調査対象地

名称：日本ルメントム株式会社 高尾工場

住所：東京都八王子市東浅川町 550 番 10（住居表示）

面積：対象地面積 14264.03 m²のうち、土地の形質変更範囲 20.0m²



出典：「地理院地図」（国土地理院）

図 1.1-1 対象地位置図

(3) 調査期間

測量・位置出し：令和 7 年 12 月 22 日

試料採取：令和 8 年 2 月 2 日

分析：令和 8 年 2 月 3 日～2 月 16 日

(4) 調査の目的

本調査の目的は、東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第 116 条に基づく土壤汚染状況調査を実施し、土地の形質変更範囲の汚染状況を把握することである。

2.2.2 試料採取地点の設定

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置は地表のみであるため、地表における試料採取地点の設定について以下に記載する。

(1) 第一種特定有害物質（土壌ガス調査）

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置が地表の場合の試料採取地点を、図 2.2-2 に示す。

試料採取地点は、試料採取等の対象とした単位区画の中心において試料の採取を行うことを基本とした。過去に架空廃水経路が存在した地点は、架空廃水経路の存在した地点で採取を行った。ただし、単位区画の中心に構造物等が存在する等、当該地点で試料の採取を行うことが困難な場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料の採取を行った。

(2) 第二種及び第三種特定有害物質

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置が地表の場合の試料採取地点を、図 2.2-3 に示す。

試料採取地点は、試料採取等の対象とした単位区画の中心において試料の採取を行うことを基本とした。ただし、単位区画の中心に構造物等が存在する等、当該地点で試料の採取を行うことが困難な場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料の採取を行った。

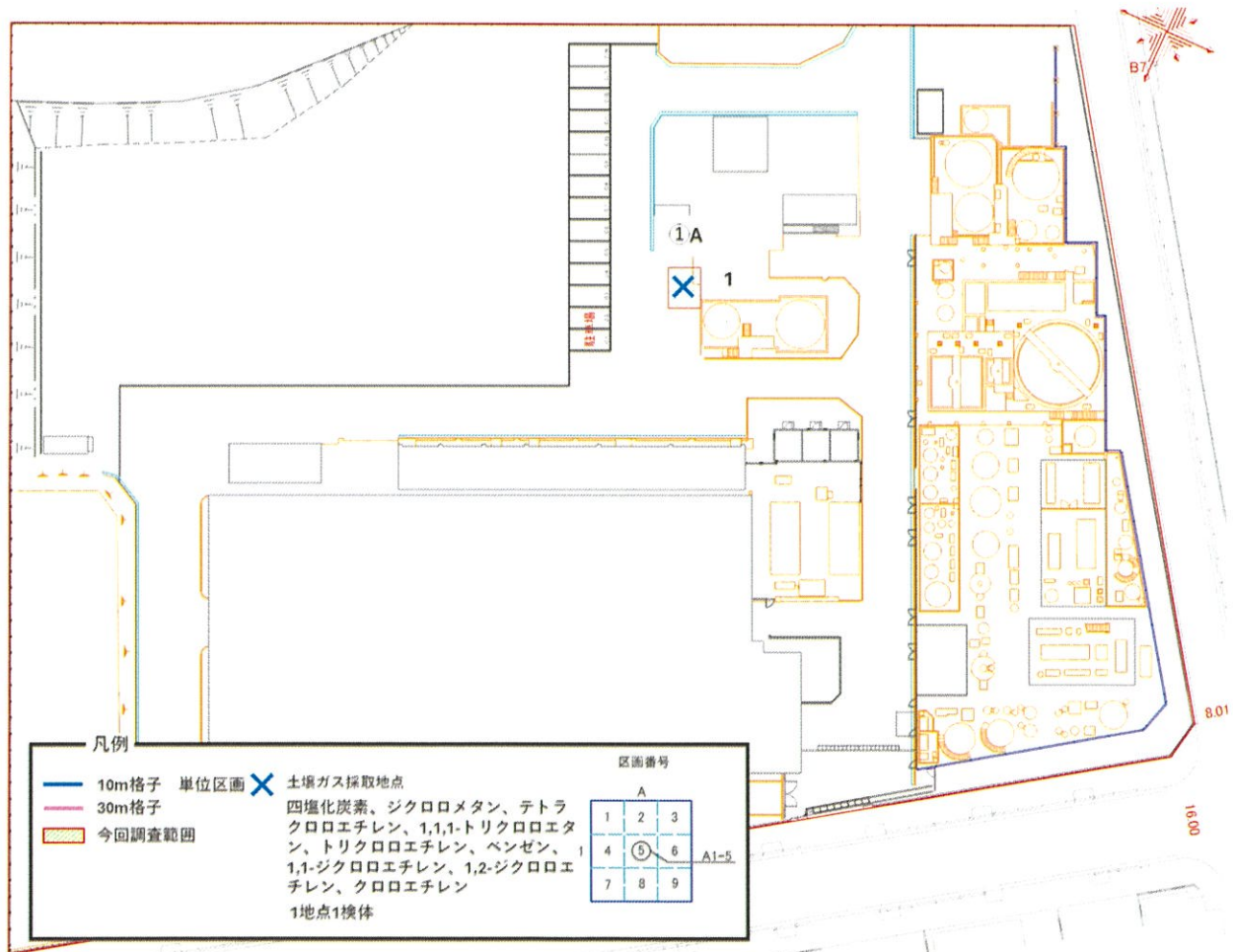


図 2.2-2 第一種特定有害物質の試料採取地点図（汚染のおそれが生じた場所の位置：地表）

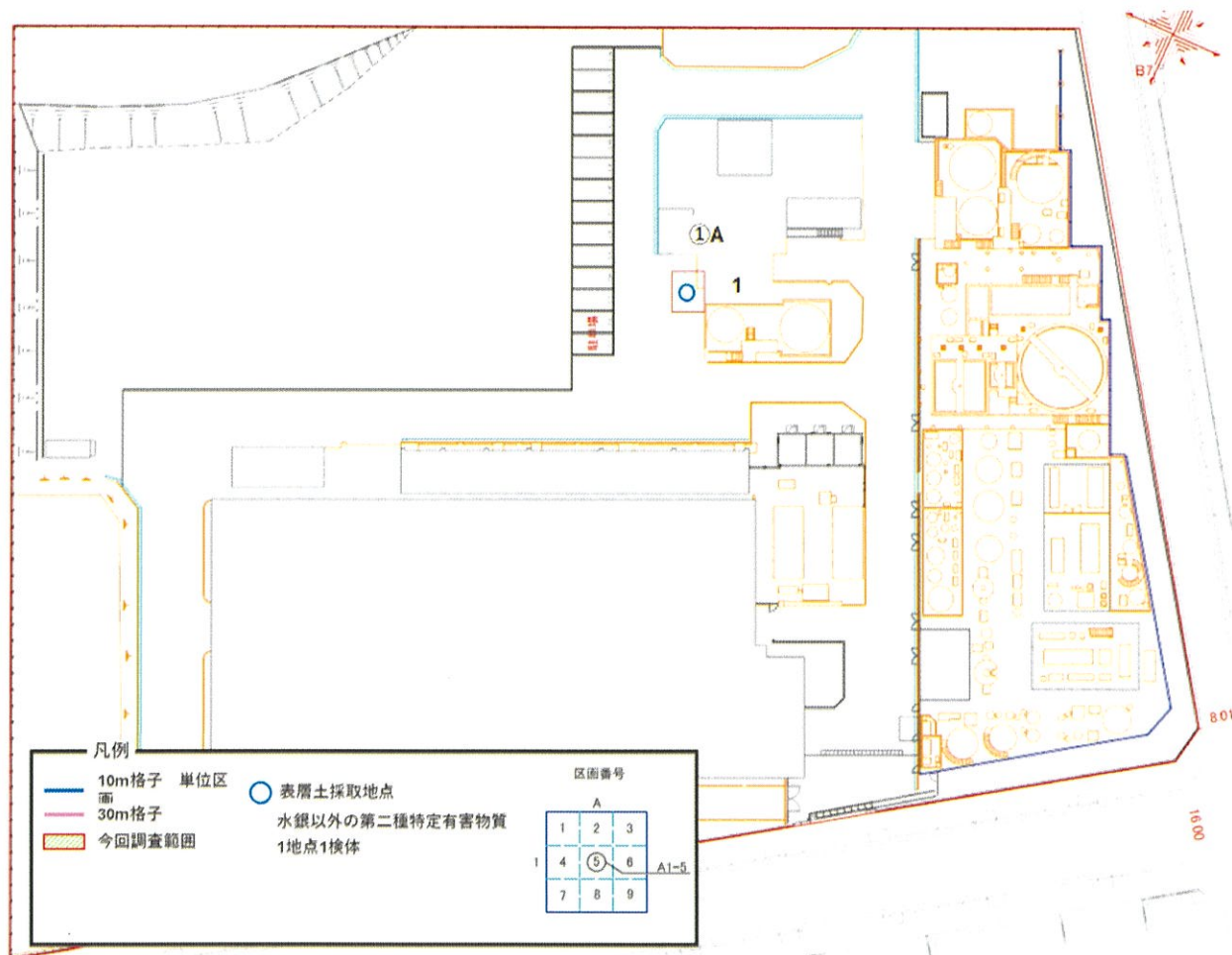


図 2.2-3 第二種特定有害物質の試料採取地点図（汚染のおそれが生じた場所の位置：地表）

(3) 調査地点移動記録

試料採取地点の単位区画の中心からの距離と移動理由を、表 2.2-1 に示す。

表2.2-1 調査地点移動記録

単位区画内における調査地点の位置（単位区画の中心点からの移動距離）

（下表の南北、東西は、区画線と平行な方向である。）

30m格子	単位区画	単位区画中央からの試料採取地点の移動距離				移動理由
		南へ移動	北へ移動	西へ移動	東へ移動	
①A1	①A1-3	—	2.5m	—	3.0m	変更範囲の中心

3 調査結果

3.1 第一種特定有害物質

調査結果を表 3.1-1 に示す。第一種特定有害物質の土壌ガスは検出されなかった。

表 3.1-1 土壌ガス調査結果 (単位: volppm)

項目 試料名	クロロ エチレン	1,1- ジクロロ エチレン	ジクロロ メタン	1,2- ジクロロ エチレン	1,1,1- トリクロロ エタン	四塩化 炭素	トリクロロ エチレン	テトラ クロロ エチレン	ベンゼン
①A1-3	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

ND: 不検出 (ベンゼン:0.05volppm 未満,その他の項目:0.1volppm 未満) であることを示す。

3.2 第二種特定有害物質

第二種特定有害物質の表層土壌の調査結果を表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示す。全物質について土壌溶出量及び土壌含有量は基準適合であった。

表 3.2-1 第二種特定有害物質の土壌溶出量調査結果 (単位: mg/L)

計 量 項 目	計 量 結 果	計 量 方 法	定量下限値	基準値
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	H15. 環告第18号, JIS K 0102-3 14.5	0.0003	0.003
六価クロム化合物	0.01未満	H15. 環告第18号, JIS K 0102-3 24.3.5	0.01	0.05
シアン化合物	検出されない 0.1未満	H15. 環告第18号, S46. 環告第59号 付表1	0.1	検出されないこと
セレン及びその化合物	0.002未満	H15. 環告第18号, JIS K 0102-3 26.4	0.002	0.01
鉛及びその化合物	0.005未満	H15. 環告第18号, JIS K 0102-3 13.5	0.005	0.01
砒素及びその化合物	0.001未満	H15. 環告第18号, JIS K 0102-3 20.5	0.001	0.01
ふっ素及びその化合物	0.23	H15. 環告第18号, JIS K 0102-2 5.4	0.08	0.8
ほう素及びその化合物	0.05未満	H15. 環告第18号, JIS K 0102-3 5.6	0.05	1

備考: 基準値とは、「土壌汚染対策法施行規則」環境省令第29号(平成14年)による。各基準値で数値のみは「以下」を表す。含有量試験の結果は、乾燥試料量換算の濃度である。

表 3.2-2 第二種特定有害物質の土壤含有量調査結果 (単位: mg/kg)

計 量 項 目	計 量 結 果	計 量 方 法	定量下限値	基準値
カドミウム及びその化合物	1未満	H15. 環告第19号, JIS K 0102-3 14.5	1	45
六価クロム化合物	20未満	H15. 環告第19号, JIS K 0102-3 24.3.5	20	250
シアン化合物	5未満	H15. 環告第19号, S46. 環告第59号 付表1	5	50
セレン及びその化合物	10未満	H15. 環告第19号, JIS K 0102-3 26.4	10	150
鉛及びその化合物	10未満	H15. 環告第19号, JIS K 0102-3 13.5	10	150
砒素及びその化合物	10未満	H15. 環告第19号, JIS K 0102-3 20.5	10	150
ふっ素及びその化合物	100未満	H15. 環告第19号, JIS K 0102-2 5.4	100	4000
ほう素及びその化合物	100未満	H15. 環告第19号, JIS K 0102-3 5.6	100	4000

備考: 基準値とは、「土壤汚染対策法施行規則」環境省令第29号(平成14年)による。各基準値で数値のみは「以下」を表す。含有量試験の結果は、乾燥試料量換算の濃度である。

4 まとめ

東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第116条に基づく土壤汚染状況調査を実施し、土地の形質変更範囲の汚染状況を把握した。調査の結果、調査対象範囲の調査地点において、調査対象物質の基準適合が確認された。調査結果の概要は以下のとおりである。

【第一種特定有害物質】

調査地点において土壤ガスは検出されなかった。

【第二種特定有害物質】

調査地点において土壤溶出量及び土壤含有量は基準適合であった。